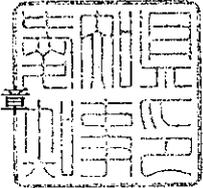




3自環第58-2号
令和3年5月31日

愛知県環境審議会
会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀 章



第二種特定鳥獣管理計画の策定について（諮問）

このことについて、別添のとおり第二種特定鳥獣管理計画を策定します。

つきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

担当 環境局環境政策部自然環境課
野生生物・鳥獣グループ（加藤）
電話 052-954-6230（ダイヤルイン）
FAX 052-963-3526

(説明)

第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）は、各都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により、都道府県知事が作成することができるものです。

本県では、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びカモシカ（以下「4獣」という。）について、特定計画を策定し、その対策を実施してきました。いずれの計画も令和3年度末で期間満了となりますが、引き続き管理を実施するため、次期計画を策定する必要があります。

このため、4獣に係る特定計画を別添のとおり作成したいので、貴審議会の意見を伺います。